

① もものうらビレッジ会員規約

1. 目的

本規約は、一般社団法人 Reborn-Art Festival が運営する『もものうらビレッジ』を利用するにあたり、その前提となる、もものうらビレッジ会員・特別会員について、その入会要件や諸施設利用にあたっての諸規則を規定する。

2. 名称

本規約にある『もものうらビレッジ』とは、宮城県石巻市桃浦字ウトキ 17 番に所在する、一般社団法人 Reborn-Art Festival が運営する宿泊研修施設を指す。

もものうらビレッジ会員とは、もものうらビレッジ諸施設の会員料金での利用、各種研修プログラム・イベント等、『もものうらビレッジ』を利活用するために登録が必要となる会員・特別会員のことを指す。

3. 入会

もものうらビレッジ設立、運営の趣旨に賛同し、その持続的発展、展開を積極的に支え、『もものうらビレッジ』を利活用するため、もものうらビレッジ会員登録を希望する者は、もものうらビレッジ会員賛同・登録申請書に必要事項を記入し、提出する。

4. 会員

< 会員 >

もものうらビレッジ開設、運営の趣旨に賛同し、
もものうらビレッジ会員賛同・登録申請書を提出し会員登録された者。

会員入会費 / 会費

入会費：1,000 円

年会費：なし

< 特別会員 >

上記会員のうち、以下に定める特別会員年会費を納入した者。

特別会員入会費 / 会費

入会費：1,000 円

年会費：50,000 円（前年度からの更新の場合は年会費のみ）

5. 期間

会員、特別会員とも、会員期間は1年度単位（各年度4月1日から翌年3月31日まで）とする。
随時入会は受け付けるが、1年ごとの年度更新とする。更新を希望する会員は前年度2月末までに更新の手続きを必要とする。

6. 退会

会員期間中の退会は会員からの書面による申し出をもって可能とするが、納入された入会費、会費は返却しない。

7. 会員用サービス

一 会員登録された会員は、以下に記す会員用サービスが利用可能となる。

- ① もものうらビレッジが運営する各施設の会員料金での利用
- ② もものうらビレッジが催行する各種体験・学習プログラムへの参加
- ③ もものうらビレッジが開催する各種イベントへの参加
- ④ もものうらビレッジ諸施設・プログラムを活用したイベント等の企画、運営
- ⑤ もものうらビレッジの発信する会員限定情報の受信（メールマガジン、ブログ等へのアクセス）
- ⑥ もものうらビレッジを利用して生産される物品（自然素材を含む）等の会員用限定販売

8. 利用方法

上記各特典利用方法については、それぞれ別途に定める利用詳則による。

9. 使用料

『もものうらビレッジ』施設利用料、プログラム参加料表に定める。

10. 特別会員特典

特別会員として登録された者は、上記会員特典①に規定される『もものうらビレッジ』各施設を会員期間中5回まで無料で利用することができる。利用方法は会員と同様、上記（利用方法）に則るものとする。

② もものうらビレッジ 会員賛同・登録申請書

もものうらビレッジ開設、運営の趣旨

宮城県石巻市牡鹿半島・桃浦集落は震災を機に65世帯147名から11世帯17名へと大幅な人口減少が生じた地域です。三陸沿岸部は元来、海と山に囲まれた地形的制約から少ない平地に居を構えて集落が発展してきました。しかしながら、津波の被害を受けた平地部は災害危険区域に設定され、震災後は居住制限がかけられました。公共事業として整備された高台移転事業も被災住民の入居を基本方針としており、持続可能な集落へ向けた方策が欠如していると言えます。

『もものうらビレッジ』は、現在でも平地が残る山裾部分に着目し、持続可能な場を集落に生み出すべく、かつて段々畑として利用された里山を活用するプロジェクトです。人が人と出会い、人がありのままの自然に出会う場として、人々に愛される<ビレッジ>になることを目指しています。

持続可能な場所をつくるには、元々の住民の皆さんの「生きる力」に加え、新たに集落へ入ってくる人々の「気」のような、「想い」のようなものが必ず必要になると信じています。その生きる力と人々の想いが交差する場所、それが『もものうらビレッジ』です。かつてあった里山をみんなで復活させていくプロセスのなかで、人々は暮らしの知恵や楽しみ方を学んでいきます。繰り返し訪れることで、普段の生活では学ぶことのできない生きる力、生きる術を会得していく、そんな場所にしていきます。

上記趣旨に賛同し、『もものうらビレッジ』の持続的な発展、展開を積極的に支援し、また、その施設利用や各種プログラム・イベントに参加するために以下の通り、会員登録を申請いたします。

住所 〒 _____

氏名 _____

性別 _____ 生年月日 _____

メールアドレス _____

電話番号 _____

11. もものうらビレッジ運営活動

『もものうらビレッジ』は当ビレッジを持続的に発展、展開させていくために、上記プログラム・イベントとは別に各種活動を随時企画運営していく。その際に必要に応じて会員・特別会員を対象にその活動支援を募ることがある。参加は会員・特別会員の自由意志とするが、これら活動への参加レベルによって別途定める〈もものうらビレッジ運営活動支援者特典〉を適用する。

12. 施行

この規約は令和3年1月1日より施行し、改定については必要に応じて随時、一般社団法人 Reborn-Art Festival が行ない、会員・特別会員に周知するものとする。

13. その他

本規約は一般社団法人 Reborn-Art Festival が宮城県石巻市桃浦字ウトキ 17 番において運営する『もものうらビレッジ』の会員制度について規定したものである。

一般社団法人 Reborn-Art Festival
宮城県石巻市東中里2-1-1
代表理事 松村豪太

*令和3年1月1日更新

③ もものうらビレッジ運営活動支援者特典

『もものうらビレッジ』は当ビレッジを持続的に発展、展開させていくために、通常プログラム・イベントとは別に各種活動を随時企画運営していく。その際に必要に応じて会員・特別会員を対象にその活動支援を募ることがある。参加は会員・特別会員の自由意志とするが、これら活動への参加レベル（2回以上）によって以下に定める、<もものうらビレッジ運営活動支援者特典>を適用する。

参加回数	特典	詳細
2回	ビレッジ資源無料提供	ビレッジの活動から産まれる資源（間伐材、薪、海産物、山菜、木の実など）をお裾分け。季節によって提供物が変わるので都度相談、確認。
	ビレッジ内施設無料利用券	宿泊施設を除く、レンタルキッチン、風呂、屋外炊事場の無料利用券（1回）
	ビレッジ内 Kiosk 10% 割引券	ビレッジ内 Kiosk での購入 10% 割引（1回）
3回	新会員紹介	紹介新会員（2名まで）の入会金を無料に。
	宿泊施設利用割引券	宿泊施設利用料を 20% 割引（1回、連泊可）
	プログラム利用料割引券	グラウンド / シーズンプログラム利用料 20% 割引（1回）
	会員向け物品販売割引券	随時行われる会員向けのビレッジ資源・物品の 20% 割引購入券
4回以上	宿泊施設無料利用券	1泊分の宿泊施設（タイニーハウス・メインハウス・テントサイトのいずれか）無料利用
	グラウンド / シーズンプログラム無料利用券	グラウンド / シーズンプログラムへの無料参加1回（2名まで）

* 4回参加をもって区切りとし、その後は1回からの再開とする。